

### 第3 グループ通算制度に関する取扱通達関係

令和2年9月30日付課法2-33ほか2課共同「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1 定義関係	第1 定義関係
第2 法人税法関係	第2 法人税法関係
第1章 総則	第1章 総則
第1節 通則	第1節 通則
第2条(定義)関係	第2条(定義)関係
第2節 事業年度等	第2節 事業年度等
第14条(事業年度の特例)関係	第14条(事業年度の特例)関係
第2章 各事業年度の所得に対する法人税	第2章 各事業年度の所得に対する法人税
第1節 益金の額の計算	第1節 益金の額の計算
第23条(受取配当等の益金不算入)関係	第23条(受取配当等の益金不算入)関係
第23条の2(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)関係	第23条の2(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)関係
第2節 損金の額の計算	第2節 損金の額の計算
第37条(寄附金の損金不算入)関係	第37条(寄附金の損金不算入)関係
第41条(法人税額から控除する外国税額の損金不算入)関係	第41条(法人税額から控除する外国税額の損金不算入)関係
第52条(貸倒引当金)関係	第52条(貸倒引当金)関係
第57条(欠損金の繰越し)関係	第57条(欠損金の繰越し)関係
第3節 利益の額又は損失の額の計算	第3節 利益の額又は損失の額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>第 61 条の 2 (《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》) 関係</p> <p><b>第 4 節 収益及び費用の帰属事業年度の特例</b></p> <p>第 63 条 (《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》) 関係</p> <p><b>第 5 節 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</b></p> <p>第 64 条の 5 (《損益通算》) 関係</p> <p>第 64 条の 6 (《損益通算の対象となる欠損金額の特例》) 関係</p> <p>第 64 条の 7 (《欠損金の通算》) 関係</p> <p>第 64 条の 9 (《通算承認》) 関係</p> <p>第 64 条の 10 (《通算制度の取りやめ等》) 関係</p> <p>第 64 条の 11 (《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》) 関係</p> <p>第 64 条の 12 (《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》) 関係</p> <p>第 64 条の 13 (《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》) 関係</p> <p>第 64 条の 14 (《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》) 関係</p> <p><b>第 3 章 税額の計算</b></p> <p><b>第 1 節 税率</b></p> <p>第 66 条 (《各事業年度の所得に対する法人税の税率》) 関係</p> <p><b>第 2 節 税額控除</b></p> <p>第 69 条 (《外国税額の控除》) 関係</p> <p><b>第 4 章 申告、納付及び還付等</b></p> <p>第 75 条 (《確定申告書の提出期限の延長》) 関係</p> <p>第 75 条の 2 (《確定申告書の提出期限の延長の特例》) 関係</p> <p><b>第 5 章 雑則</b></p>	<p>第 61 条の 2 (《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》) 関係</p> <p><b>第 4 節 収益及び費用の帰属事業年度の特例</b></p> <p>第 63 条 (《リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度》) 関係</p> <p><b>第 5 節 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</b></p> <p>第 64 条の 5 (《損益通算》) 関係</p> <p>第 64 条の 6 (《損益通算の対象となる欠損金額の特例》) 関係</p> <p>第 64 条の 7 (《欠損金の通算》) 関係</p> <p>第 64 条の 9 (《通算承認》) 関係</p> <p>第 64 条の 10 (《通算制度の取りやめ等》) 関係</p> <p>第 64 条の 11 (《通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益》) 関係</p> <p>第 64 条の 12 (《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》) 関係</p> <p>第 64 条の 13 (《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》) 関係</p> <p>第 64 条の 14 (《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》) 関係</p> <p><b>第 3 章 税額の計算</b></p> <p><b>第 1 節 税率</b></p> <p>第 66 条 (《各事業年度の所得に対する法人税の税率》) 関係</p> <p><b>第 2 節 税額控除</b></p> <p>第 69 条 (《外国税額の控除》) 関係</p> <p><b>第 4 章 申告、納付及び還付等</b></p> <p>第 75 条 (《確定申告書の提出期限の延長》) 関係</p> <p>第 75 条の 2 (《確定申告書の提出期限の延長の特例》) 関係</p> <p><b>第 5 章 雑則</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 152 条(連帯納付の責任) 関係</p> <p><b>第 3 租税特別措置法関係</b></p> <p><b>第 1 章 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第 42 条の 4(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 6(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 13(法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条の 3(被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 2(特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条(特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条の 2(中小企業事業再編投資損失準備金) 関係</p> <p><b>第 3 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第 65 条の 6(資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p><b>第 4 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係</b></p>	<p>第 152 条(連帯納付の責任) 関係</p> <p><b>第 3 租税特別措置法関係</b></p> <p><b>第 1 章 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第 42 条の 4(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 6(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 11 の 3(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の 特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 5(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 13(法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条の 3(被災代替資産等の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 2(特定事業継続力強化設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条(特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p><b>第 2 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第 65 条の 6(資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p><b>第 4 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 17 条の 5 (特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等) 関係</p> <p>第 18 条の 2 (被災代替資産等の特別償却) 関係</p>	<p>第 17 条の 5 (特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等) 関係</p> <p>第 18 条の 2 (被災代替資産等の特別償却) 関係</p>
<p>第 5 共通事項関係</p>	<p>第 5 共通事項関係</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 2 章 準備金等</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 55 条の 2 (中小企業事業再編投資損失準備金) 関係</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(通算法人に係る中小企業者であるかどうかの判定)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>3-12 通算法人に係る措置法第 55 条の 2 第 1 項(中小企業事業再編投資損失準備金)の規定は、当該通算法人が同項に規定する株式等の同項に規定する取得(以下 3-12 において「取得」という。)後、その取得の日を含む事業年度終了の日までの間、同項に規定する中小企業者に該当する場合でなければ適用がないのであるが、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度についても、同様とする。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>第 3 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 2 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</u></p>
<p>(損金算入限度額の意義)</p>	<p>(損金算入限度額の意義)</p>
<p><u>3-13 措置法第 65 条の 6 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) に規定する 5,000 万円の限度額は、当該法人及び同条に規定する完全支配関係法人 (以下 3-13 において「完全支配関係法人」という。) を一体とした年を通ずる損金</u></p>	<p><u>3-12 措置法第 65 条の 6 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) に規定する 5,000 万円の限度額は、当該法人及び同条に規定する完全支配関係法人 (以下 3-12 において「完全支配関係法人」という。) を一体とした年を通ずる損金</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>算入限度額であるから、仮に、個々の完全支配関係法人の同条の適用対象となる措置法第65条の2第1項、第2項若しくは第7項(収用換地等の場合の所得の特別控除)、第65条の3第1項(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)、第65条の4第1項(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)、第65条の5第1項(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)又は第65条の5の2第1項(特定の長期所有土地等の所得の特別控除)の損金算入限度額の合計額が5,000万円を超えない場合であっても、当該法人及びその完全支配関係法人の措置法第65条の6に規定する調整前損金算入額が5,000万円を超えているときには、当該超える部分の金額は同条の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(単体法人にも共通して適用される取扱い)</p> <p>5-1 2-9(優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額)、2-11(売掛金、貸付金に準ずる債権)及び3-13(損金算入限度額の意義)の取扱いは、通算制度を適用しない法人についても適用される。</p>	<p>算入限度額であるから、仮に、個々の完全支配関係法人の同条の適用対象となる措置法第65条の2第1項、第2項若しくは第7項(収用換地等の場合の所得の特別控除)、第65条の3第1項(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)、第65条の4第1項(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)、第65条の5第1項(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)又は第65条の5の2第1項(特定の長期所有土地等の所得の特別控除)の損金算入限度額の合計額が5,000万円を超えない場合であっても、当該法人及びその完全支配関係法人の措置法第65条の6に規定する調整前損金算入額が5,000万円を超えているときには、当該超える部分の金額は同条の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(単体法人にも共通して適用される取扱い)</p> <p>5-1 2-9(優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額)、2-11(売掛金、貸付金に準ずる債権)及び3-12(損金算入限度額の意義)の取扱いは、通算制度を適用しない法人についても適用される。</p>